

令和6年度北名古屋市学校施設開放利用団体登録申請について

1 受付期間

令和6年3月1日(金)～令和7年2月28日(金)

2 受付場所

北名古屋市総合体育館 受付窓口(1階)

3 申請者

団体の責任者又は、登録申請者名簿に記載されている方

※ ただし、令和6年度から新規登録される団体及び責任者が変更となる団体については、必ず団体の責任者が申請してください。

4 手続きに必要なもの

(1) 学校施設開放利用団体登録申請書(登録申請者名簿を添付してください。)

(2) 管理指導員報告書

(3) 北名古屋市公共施設予約システム利用者等登録申請書

※すでに、「北名古屋市公共施設予約システム利用者登録等申請書」で登録した団体は除く。

(4) スポーツ安全保険の控え及び領収書(確認後返却します。)

(5) 振込先(口座)の確認できるもの(口座名義は団体名もしくは責任者に限ります。)

※口座は、普通又は当座の口座に限ります。

※すでに、「北名古屋市公共施設予約システム利用者登録等申請書」で登録した団体は除く。

(6) 本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード等)

5 要件

(1) 10名以上で構成されているスポーツ団体で、半数以上が市内在住者又は在勤(在学)者でかつ団体の責任者として成人が含まれていること。

※ テニスコートについては、個人登録もできます。ただし、登録は市内在住者又は在勤(在学)者となります。

(2) スポーツ安全保険に加入していること。(スポーツ安全保険であれば、どこのものでも可。ただ

し、対人・対物責任補償のあるもの。)

(3) 管理指導員を1名選出すること。(管理指導員は、団体責任者との兼務も可能です。)

6 学校施設開放利用に伴う注意事項

学校施設は、学校教育に支障の無い範囲で開放されております。学校が貸出しを拒否されるようなことがあれば、学校施設を開放できなくなります。また、他の団体にも迷惑がかかりますので、学校施設開放を利用される団体は、次のことを必ず守ってください。

- (1) ごみ等は、必ず各自で持ち帰ること。
- (2) 利用時間(準備及び片付けを含む。)を厳守すること。
- (3) 施設利用後は、清掃、消灯、施錠をし使用した備品は元に戻すこと。
- (4) 風紀を乱す行為、危険な行為、その他管理上支障があると認められる行為は、絶対しないこと。
- (5) 学校の敷地内禁煙(学校周辺についても、禁煙のご協力をお願いします。)
- (6) 悪天候等によりグラウンドのコンディションが悪い場合は、利用を中止すること。

なお、大会等で利用中止が困難な場合は、次に利用される団体(学校側)に迷惑とならないよう必ずグラウンドの整備(現状回復)をすること。

- (7) 利用上の遵守事項を守らない団体(個人)については、学校施設開放を許可しません。また、夜間照明・テニスコート等の不正利用をした場合は、一定期間の利用許可をしません。

7 その他

- (1) 発行した登録証は、令和7年3月31日まで有効です。登録証は、学校施設開放利用申請時及び抽選会で必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。
- (2) 利用申請の際、利用日の7日前を過ぎてからの申請等は受付しませんので、十分注意してください。
- (3) 登録いただいた個人情報は、北名古屋市学校施設開放利用団体登録事務の目的以外には、北名古屋市個人情報保護条例で定める場合を除き、利用及び提供を行いません。
- (4) 急遽、学校の行事等で、学校開放を休止とすることがあります。